

税(消費税)

インボイス制度の 説明会が開催



詳しくは熊本東税務署までお尋ねください

【事業者の皆さんへ】消費税の インボイス制度説明会の案内

令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が開始されます。

それに伴い熊本東税務署では、インボイス制度の概要、売手・買手側の注意点、登録申請の方法などについて説明するとともに、登録申請を希望する人にその手続をサポートします。

開催日

2月2日(木)・7日(火)・10日(金)・13日(月)・16日(木)・20日(月)・28日(火)

開催時間

・午前10時～午前11時
・午後1時30分～午後2時30分
・午後3時～午後4時

開催場所

熊本東税務署

(熊本市東町3丁目2番53号)

注意事項

・事前予約制です。お問い合わせ先まで申し込みをお願いします。
・新型コロナウイルス感染症などにより中止または延期となる場合があります。

・マスクの着用、手指消毒などの感染対策にご協力ください。

・駐車場の数が限られていますので車での来場はご遠慮ください。
・個人事業者で登録申請書の提出を希望する人は、①スマートフォン、②マイナンバーカード

および暗証番号、③利用者識別番号および暗証番号を持参すれば、その場でe-Taxによる登録申請ができます。

3月以降の開催日程などの最新情報は国税庁のホームページをご覧ください。

インボイス制度説明会の詳細は、熊本東税務署法人課税第一部門へお尋ねください。



詳細はこちらをチェック！

お申し込み・お問い合わせ先

熊本東税務署法人課税第一部門

096-369-5579

相続登記

令和6年4月1日から相続登記が義務化となります

相続登記とは、土地や建物など不動産の登記簿上の所有者(登記名義人)が死亡したときに、相続人に名義を変更する手続きのことです。

現在、相続登記は任意であるため、名義が変更されないまま所有者が分からなくなり、管理もされずに放置された不動産が、周辺の環境悪化をまねき、防災対策や開発の妨げになるような事象がみられ、次第に社会問題化してきています。

そこで、民法と不動産登記法が改正され、令和6年4月1日から相続登記が義務化されることになりました。

必ず相続登記をしましょう



詳しくは熊本地方法務局までお尋ねください

注意事項

・不動産の所有者が死亡したときは、相続人がその権利・義務を承継(相続)し、不動産の所有権を取得したこととなります。このように所有権を取得したことを知った日から3年以内に相続登記をしなければならないとされました。

・不動産の所有者が令和6年4月1日より前に死亡している場合も対象となります。

・遺産分割の話し合いがまとまらず、相続登記に時間がかかる場合は法務局へご相談ください。

※正当な理由がなく、相続登記を行わない場合は、10万円以下の過料の対象となることもあります。なお、熊本地方法務局では、相続登記の申請手続き案内を行っています。

詳細は、熊本地方法務局のホームページをご覧ください。



詳細はこちらをチェック！

お問い合わせ先

熊本地方法務局不動産登記部門

096-364-2145

町税務課

096-234-1112

(内線112)

町税務課 096-234-1112(内線116)

町税務課 096-234-1112(内線112)

国民年金

お得な前納制度を
ご利用ください

詳しくは町住民生活課までお尋ねください

■ 1万5千円ほどお得な制度

「2年前納」をご利用いただくと毎月納付する場合に比べて、2年間で1万5千円程度の割引となります。口座振替だけでなく、現金およびクレジットカードによる納付も可能です。

■ 令和4年度の前納割引額

令和4年度に前納制度を利用した場合、次のとおり割引を受けられます。

● 口座振替の場合

- ・ 2年前納
1万5790円割引（納付額38万1530円）
- ・ 1年前納
4170円割引（納付額4170円割引（納付額

19万4910円）

・ 6カ月前納

1130円割引（納付額9万8410円）

● 現金およびクレジットカード納付の場合

・ 2年前納
1万4540円割引（納付額38万2780円）

・ 1年前納

3530円割引（納付額19万5550円）

・ 6カ月前納

810円割引（納付額9万8730円）

■ 前納手続きについて

申出書に必要事項を記入し、町住民生活課または、年金事務所にご提出ください。口座振替をご希望の場合は、預金口座をお持ちの金融機関でもお申し込みいただけます。

■ 前納手続きについて

申し込み期限は2月末です。
※ 2年後も現金納付で前納希望の場合は再度申出書が必要です。
お問い合わせ先
町住民生活課
096-234-1113
(内線104)

町住民生活課
096-234-1113
(内線104)

町住民生活課 ☎096-234-1113(内線104)

国民健康保険

■ 国民健康保険に加入している人は所得の申告が必要です

国民健康保険は、所得によって国民健康保険税の金額や医療費の自己負担限度額などを算出します。

国民健康保険税は、所得によって国民健康保険税の金額や医療費の自己負担限度額などを算出します。

■ 申告をしないと国保税の軽減などが受けられません

国民健康保険には、所得額が一定以下の場合、国保税が軽減される措置があります。しかし、申告をしないとこの軽減措置が受けられません。

また、医療費の自己負担限度額判定も、所得額に基づいて行われます。

国保被保険者の皆さん
所得の申告を忘れずに

詳しくは町住民生活課までお尋ねください

るので、収入がなくても申告をしないと医療機関での窓口負担が高額になることがあります。

■ 「医療費のお知らせ」が確定申告に使用できます

町から国保被保険者の皆さんへ配布している「医療費のお知らせ」は、確定申告の医療費控除の手続きで医療費の明細書として使用できます。

医療費控除の計算は、「お知らせ」の「患者負担額」に記載されている自己負担相当額を基に行います。「お知らせ」に記載されていないものがある場合や、実際に負担した額が異なる場合は、「医療費控除の明細書」を自身で作成して申告する必要があります。

11～12月診療分の「お知らせ」は5月に配布します。2月中旬から始まる確定申告では、11～12月診療分の領収証が必要です。保険管をお願いします。

■ 期間内に申告をしましょう

町での申告受付期間は2月16日（木）から3月15日（水）までです。期間内に申告することが国民健康保険の適正運営につながります。皆さんのご協力をお願いします。

町住民生活課 ☎096-234-1113(内線108)